

# 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターについて 〈平成30年度設置に向けた検討〉

## 1 奈良県の被害と支援の状況

### ①県内の被害状況等

H28年に県内で起きた強姦・強制わいせつ認知件数（奈良県警察）

… 78件（全刑法犯 9,307件の約0.8%）

### ◎性犯罪被害者の約7割の人がだれにも相談していない

（「内閣府 男女間における暴力に関する調査」より）

→事件として認知しているのは、ごくわずかであり、**少なくとも年間約180人の被害者が潜在化している可能性**有り

〔参考〕「女性に対する暴力に関する調査研究」（内閣府 H26年度調査）

「異性から無理やり性交されたことがある」と回答した女性のうち、**67.5%が「どこにも相談しなかった。警察に連絡・相談したのは4.3%」**

### ②現在の支援体制

区分	名称	主体	支援内容
捜査機関	機動捜査隊女性班 クローバー	奈良県警	24時間365日女性警察官が女性被害者に対応（6名、3交代）し、性犯罪事件解決と被害者のケアのための任務にあたる。
	性犯罪被害相談 110番	奈良県警	強姦、強制わいせつなどの性犯罪で悩む被害者のための相談窓口。
	犯罪被害者支援チーム	奈良地方 検察庁	ホットラインで相談を実施。裁判制度の説明や、裁判への付き添いを実施。
民間団体	SARASAネット	奈良県産婦人科医会 （公財）なら犯罪被害者 支援センター	2者が協定を締結し、性暴力被害者からの相談対応や診察等の支援を行っている。

## 2 性犯罪・性暴力対策に取り組む必要性

女性への暴力防止及び被害女性の救済等「**女性の人権保護**」の観点、及び刑法改正（※）に伴う捜査機関以外の窓口における「**被害者支援体制の強化**」の観点から、**医療や警察等関係機関との連携型の性犯罪・性暴力対策に取り組む。**

※強姦罪を親告罪とする規定の削除等。警察以外の窓口においても広く相談を受け、被害の潜在化を防ぎ、個々の被害者が必要とする支援を行う必要。

【参考】県は下記計画において、奈良県内に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を目標項目に位置づけ

①「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」（H28～H32）②「奈良県犯罪被害者等支援計画」（H28～H32）③「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」（H29～H33）

## 3 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの目的と機能

〈目的〉**性犯罪・性暴力の被害者が被害直後から様々な支援（※）を個別に説明することなく受けられる**よう、ワンストップ窓口で専任職員が相談を受け、各種支援機関の担当者につなぐ。

〈機能〉①電話・面接相談 ②各種支援のコーディネート（医療的支援、司法的支援、精神的支援）

③各種支援利用時の同行 ④医療費等公費負担 ⑤支援者養成・スキルアップ、未然防止に向けた啓発

※警察への被害届・相談、医療機関による緊急避妊・治療、検察庁による裁判手続き等への支援、臨床心理士によるカウンセリング等

## 4 奈良県におけるワンストップ支援センターの機能と方向性

- H28年12月から、県警、人権施策課等の庁内関係課による連絡会を設置し、先進地調査や関係団体等とのヒアリングを経て検討を進めてきた。
- 平成30年度における**ワンストップ支援センターの設置に向け、設置場所及び運営方法については検討中**だが、上記「3」に記載の機能のほか、被害者の家族等間接的被害者への支援（相談、専門機関の紹介）も実施予定。また、警察と連携し、初診料・検査費用等の公費負担制度の利用を促進するほか、やむを得ない事情により警察に相談できない方への医療費等を公費負担予定。